

DX時代の労働安全衛生のあり方に関する提言



芳井敬一
よしい けいいち
労働法規委員長
大和ハウス工業社長



小路明善
こうじ あきよし
副会長/労働法規委員長
アサヒグループホールディングス会長



富田哲郎
とみた てつろう
審議会会議長
労働法規委員長
東日本旅客鉄道会長

1972年の労働安全衛生法（以下、安衛法）施行から半世紀、この間、我が国の労働災害は着実に減少してきた。他方、少子高齢化・人口減少社会の到来や産業構造・就業構造の変化、働き方の多様化、技術革新の進展など、社会環境の変化に伴い多くの課題が生じている。

Society 5.0の実現に向けて、医療、教育、行政、金融等各分野においてデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進が重要政策課題となる中、労働安全衛生分野においても、働き手の安全と健康の確保に向けて、DX時代にふさわしい効率的・効果的な労働災害防止活動を模索していくことが不可欠となっている。

こうした問題意識のもと、経団連は5月16日、「DX時代の労働安全衛生のあり方に関する提言」を取りまとめた。本稿ではその概要を紹介する。

4つの課題と政府に求める取り組み

提言では、労働安全衛生を巡る4つの課題と、それぞれの課題の解決に向けて政府に求める規制・制度改革等の取り組みを提示した（図表）。

デジタル技術とデータのさらなる活用

情報通信技術（ICT）の進展により、書面手続きや目視確認、現物提示、定期検査等の実施が人手からデジタルに代替可能となりつつある。また、デジタル技術を通じて得られるデータの活用・分析は、リアルタイムでの作業状況・作業環境の把握や、きめ細かな施策の企画・立案を可能とする。厚生労働省を

中心に、安衛法に基づく規制・制度のデジタル対応や行政手続きのオンライン化、EBPM（エビデンスに基づく政策立案）の推進等の動きが見られており、こうした流れを加速させ、デジタル技術とデータの活用を前提とした労働安全衛生の実現を目指す必要がある。主な提言事項として2点紹介する。

1点目は、行政保有データの活用である。

「労働者死傷病報告」など、事業者が提出する申請・届け出等の情報・データを厚生労働省や関係機関が分析・活用し、精度の高い施策を企画・立案すべきである。あわせて、企業や業界団体が自らの防災防止対策に役立てられるよう、行政が保有する情報・データやその分析結果を公開するよう求めている。

2点目は、アナログ規制の見直しである。特定元方事業者や産業医、衛生管理者等が行う作業場所や事業場の巡視について、ウェアラブルカメラ等を活用して遠隔で実施できるようにすることや、一定期間ごとに実施の義務がある機械・設備の点検・検査や有害因子等の測定をICTによる常時測定に代えられるようにすることなどを要望している。

働き手の健康確保対策の強化

精神障害に関する労災の申請・認定件数が2021年度に過去最多を記録したほか、週労働時間60時間以上の長時間労働者も一定の

（注）特定元方事業者：建設業と造船業に属する事業を行う元方事業者。元方事業者とは、同一場所で行う事業の仕事の一部を請負人に請け負わせている事業者（数段階の請負関係がある場合には最も先次の請負契約における注文者）をいう

課題①：デジタル技術とデータのさらなる活用に関する事項

- (1)行政保有データの活用
- (2)アナログ規制の見直し
 - ①巡視規制の見直し
 - ②点検・検査等の頻度・方法の見直し
 - ③資格・免許の電子化
- (3)特別教育の学科教育における時間規定の柔軟化
- (4)DXを志向する中小・小規模事業場への支援措置の充実
- (5)行政におけるデジタル対応の加速
 - ①行政手続きのデジタル化
 - ②通知・通達情報等の公開促進
 - ③行政におけるデータの一元管理の推進

課題②：働き手の健康確保対策の強化に関する事項

- (6)多様な主体による産業保健サービスの提供
- (7)ストレスチェックの実手法の多様化

課題③：事業場をまたがる安全衛生活動の実施に関する事項

- (8)事業場単位の委員会開催・行政手続きの柔軟化
 - ①安全・衛生委員会の共同開催
 - ②労働安全衛生関連の行政手続きにおける「本社一括届出」の導入

課題④：労働者以外の者の安全衛生の確保に関する事項

- (9)個人事業者等の災害実態を把握する仕組みの導入
- (10)個人事業者等における災害防止措置への協力義務の新設

割合でみられる。過重労働対策やメンタルヘルス対策を中心に、働き手の健康確保に注力する必要がある。他方、その主な担い手である産業医については、地域偏在や専門科目の違い等により、事業者の真のニーズに合致しないケースも存在する。そこで、産業医が特に

注力すべき職務と、他の産業保健スタッフ等の活躍も期待できる職務とを整理し、多様な主体の連携により産業保健サービスを提供できる仕組みを検討することなどを求めている。

事業場をまたがる安全衛生活動の実施

安衛法は「事業場」単位で適用され、安全・衛生委員会の開催や行政手続きの実施は事業場ごとに行うことが原則である。こうした中、労働災害の発生が目立つ第3次産業（小売業や社会福祉施設等）の事業場を中心に、法令に基づく安全衛生管理体制の構築義務がないケースや、体制を構築していても活動が活発でないケースが少なくない。そこで、複数の事業場が連携して安全衛生活動を実施できるように、安全・衛生委員会の共同開催を可能とすることなどを要望している。

労働者以外の者の安全衛生の確保

建設アスベスト訴訟の最高裁判決（2021年5月17日）は、安衛法の一部規定について、労働者と同等の立場で作業に従事する一人親方等の安全と健康をも確保する趣旨と判示した。このことを契機に、厚生労働省は関係省令を改正し、

労働者以外の者に対する保護措置を新設したほか、2022年5月から「個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会」を開催し、個人事業者等の業務上災害の防止に向けて国・関係団体や事業者・注文者、個人事業者等、自身が講ずべき措置について議論している。

労働者以外の者の安全衛生の確保に目を配ることは重要だが、対策を検討する基礎となる個人事業者等の業務上災害に関する情報やデータが不足している。そこで、エビデンスに基づく効果的な対策を企画・立案する観点から、「労働者死傷病報告」のような災害を把握する仕組みを新設するとともに、災害実態が正確に報告されるよう、個人事業者自身を報告主体とすべきと主張している。

以上が提言の概要である。6月5日、労働法規委員会の大野隆久労働安全衛生部会長が厚生労働省の美濃芳郎労働基準局安全衛生部長に提言を建議した。経団連は、引き続き、提言の実現を政府に求めていく。



美濃部長（左）と大野部会長